

## 社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から郵送されますので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日以降に今年始めて国民年金保険料を納付された方には、来年2月上旬に郵送されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された方は、納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに郵送された控除証明書を添付し、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」のことは、岐阜南年金事務所へおたずねください。

いい みらい

## 11月30日は「年金の日」です！

厚生労働省では、「国民お一人お一人に高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11（いい）月30（みらい）日を「年金の日」としています。

この機会に、ご自身の年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計を考えてみませんか。

年金相談は、随時受け付けています。

- ・相談場所 岐阜南年金事務所（岐阜市市橋2-1-15）
- ・相談日時 平日（月曜～金曜）午前8時30分～午後5時15分

※「時間延長」や「週末相談」も実施していますので、詳しくはお問い合わせください。

【問合先】岐阜南年金事務所 ☎273-6161



## 消防署 火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1198

## 119番のかけ方

皆さん、11月9日は何の日か知っていますか？  
11月9日は消防に対する正しい理解を深め、防災意識の向上を図ることを目的として消防庁によって制定された「119番の日」です。そこで今回は正しい119番のかけ方を紹介します。

119番通報の内容は火災、救急、救助などがありますが、どの災害にも共通して重要なのは、「災害現場はどこか」ということです。

私たちは1分1秒でも早く現場に到着できるよう努力しています。しかし、それには通報者の協力が不可欠です。特に、携帯電話による通報では位置情報に誤差が生じるため、場所の特定に時間を要します。そこで、近くにある建物や住所が分かれば、より正確に災害現場を特定することができるため、近くの人に聞

いたり、交差点名や電柱・自動販売機の住所表示を確認してください。なお、携帯電話を使用した場合、管轄外の消防本部に通報が繋がってしまう場合があります。その際には、管轄の消防本部に電話を転送するため、電話を切らずに繋がるまでそのままお待ちください。

通報の際には次の情報を伝えてください。

### 〈共通事項〉

- ・災害の種別・発生場所・通報者の氏名・電話番号

### 〈火災の場合〉

- ・何がどこで燃えているのか・危険物の有無
- ・逃げ遅れやけが人の有無

### 〈救急・事故の場合〉

- ・傷病者の性別・年齢・人数
- ・事故の詳細、発症に至った状況と現在の状態
- ・車内に閉じ込められている人はいないか
- ・事故車両からの燃料漏れや火災発生の有無

※ 通報内容によっては、指令員が電話を通じて、適切な応急処置の仕方や心肺蘇生法を指導することがあります。

